

綾 部 市 水 防 計 画

令和 8 年 6 月

綾 部 市 防 災 会 議

目 次

第1章 総 則	水一
第1節 目的	1
第2節 計画の内容	1
第3節 用語の定義	1
第4節 水防の責任等	3
第5節 水防計画の変更及び公表	4
第6節 安全配慮	4
第2章 綾部市の水防組織	
第1節 綾部市の水防組織	5
第2節 水防体制	5
第3節 水防体制における消防署、消防団の事務分掌	5
第3章 重要水防区域等	6
第4章 予報及び警報	
第1節 気象予報及び警報	7
第2節 由良川洪水予報及び水防警報	7
第3節 ダム管理者が行う放流連絡	7
第5章 雨量・水位等の観測及び通報	
第1節 雨量の観測及び通報	7
第2節 水位の観測及び通報	8
第6章 通信連絡	
第1節 気象予報及び警報、ダムの放流等に関する連絡系統	11
第2節 他の関係機関との連絡系統	12
第3節 消防機関の指揮連絡及び無線通信系統	13
第7章 水防施設及び輸送	
第1節 水防倉庫	14
第2節 水防資器材	14
第3節 水位計（量水標）	15
第4節 輸送	15

第8章 水防活動

第1節 水防配備	15
第2節 巡視及び警戒	16
第3節 樋門対策	16
第4節 水防活動	17
第5節 居住者の出動	17
第6節 避難のための立ち退き	17
第7節 水防配備の解除	17

第9章 水防信号、水防標識等

第1節 水防信号	18
第2節 水防標識	18
第3節 身分証明証	19

第10章 協力及び応援

第1節 警察官への援助要求	19
第2節 自衛隊の派遣要請及び他の水防管理団体への応援要請	19

第11章 公用負担

第1節 公用負担	20
第2節 公用負担権限委任証	20
第3節 公用負担命令書	20

第12章 水防活動報告

第13章 水防訓練

第14章 円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

第1節 避難に関する情報の伝達方法	21
第2節 水害避難所	21
第3節 避難誘導	21
第4節 要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置	22
第5節 その他必要な措置	22

第15章 水防協力団体

第1節 水防協力団体の指定	22
第2節 水防協力団体の業務	22
第3節 消防機関との連携	22

第16章 土砂災害対策

第 1 章 総則

第 1 節 目 的

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号、以下「法」という。）第 4 条の規定に基づき、京都府知事から指定された指定水防管理団体たる綾部市が、同法第 33 条第 1 項の規定に基づき、綾部市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、綾部市の地域にかかる河川等の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第 2 節 計画の内容

本計画においては、前節の目的を達成するため、綾部市地域内の「水防上必要な監視・警戒・通信連絡」、「水防組織と機構・水防のための消防機関等の活動」並びに「水防上必要な器具・資材の整備運用」について、その要綱を示す。

第 3 節 用語の定義

主な水防用語の意義は次のとおりである。

（１）水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいい、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものを指定水防管理団体という。（法第 2 条第 2 項、法第 4 条）

（２）水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは水害予防組合の管理者をいう。（法第 2 条第 2 項）

（３）水防協力団体

一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人その他法人でない団体であって、水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認めて、水防管理者が指定した団体をいう。（法第 36 条第 1 項）

（４）指定河川洪水予報

流域面積が大きい河川であって、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるとして国土交通大臣又は都道府県知事が指定した河川（洪水予報指定河川）について、気象庁及び国土交通省又は都道府県の機関が共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して行う洪水の予報をいう。（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）

（５）水防警報

洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるとして国土交通大臣又は都道府県知事が指定した河川、湖沼（水防警報河川等）について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水によって災害が起こるおそれがあると認められるとき、

水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。(法第2条第7項、法第16条)

(6) 水位周知

洪水予報指定河川以外の河川で、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川（水位周知河川）について、国土交通省又は都道府県の機関が、当該河川の水位があらかじめ定めた水位に達したとき、水位又は流量を示して行う通知及び周知をいう。(法第13条)

(7) 水位到達情報

水位周知河川について、下記の(9)～(12)のあらかじめ定めた水位の到達及び氾濫発生に関する情報のことをいう。

(8) 水防団待機水位（通報水位）

洪水のおそれがある場合に、関係者に通報しなければならない水位であり、量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位をいう。(法第12条第1項)

(9) 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。水防団の出動の目安となる水位である。(法第12条第2項)

(10) 避難判断水位

氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。高齢者等避難の発令判断の目安となる水位である。

(11) 氾濫危険水位（特別警戒水位）

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される特別警戒水位に相当する。

(12) 氾濫発生水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫の発生する水位（堤防天端高（又は背後地盤高））をいう。市町村長の緊急安全確保措置の発令判断の目安となる水位である。

(13) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等の際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(14) 浸水想定区域

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、洪水予報指定河川及び水位周知河川について、河川整備の計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定されるとして国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう。(法第14条)

第4節 水防の責任等

水防に係る各主体について、水防法に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

(1) 綾部市の責任

指定水防管理団体である綾部市は、管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。具体的には、主に次の事務を行う。

- ①水防団の設置（法第5条）
- ②平常時における河川等の巡視（法第9条）
- ③浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置（法第15条）
- ④消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- ⑤警戒区域の設定（法第21条）
- ⑥他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- ⑦堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- ⑧公用負担（法第28条）
- ⑨避難のための立ち退きの指示（法第29条）
- ⑩水防計画の策定及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
- ⑪水防訓練の実施（法第32条の2）
- ⑫水防協力団体の指定（法第36条）

(2) 京都府の責任

京都府内の水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する。（法第3条の6）。具体的には、主に次の事務を行う。

- ① 指定水防管理団体の指定（法第4条）
- ② 水防計画の策定及び要旨の公表（法第7条第1項及び7項）
- ③ 気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）
- ④ 洪水予報の発表及び通知（法第11条第1項）
- ⑤ 水位情報の通知及び周知（法第12条、法第13条の2）
- ⑥ 浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- ⑦ 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項～第4項）
- ⑧ 緊急時の水防管理者、消防機関の長への指示（法第30条）

(3) 国土交通省の責任

- ① 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項）
- ② 水位情報の通知及び周知（法第13条第1項）
- ③ 浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- ④ 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項、第2項及び第4項）

(4) 気象庁の責任

- ①気象予報及び警報の発表及び通知（法第10条第1項）
- ②洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、法第11条第1項）

(5) 居住者の責任

①水防活動への従事（法第24条）

第5節 水防計画の変更及び公表

綾部市は、毎年出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ市防災会議に諮るとともに京都府知事に届け出るものとする。

また、綾部市は水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

第6節 安全配慮

水防活動従事者は、避難誘導や水防作業の際、自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとし、以下を参考に安全を確保する。

- （1）ヘルメット、ライフジャケット等個人防護資機材を活用する。
- （2）無線機器等通信手段を確保する。
- （3）ラジオの携行等情報収集手段を確保する。
- （4）水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため水防活動従事者を随時交代させる。
- （5）水防活動を行う範囲、活動内容に応じて監視員を適宜配置する。
- （6）水防活動は必ず複数人で行う。
- （7）水防活動に際しては、予め活動可能な時間を定め、不測の事態に備え退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を徹底する。

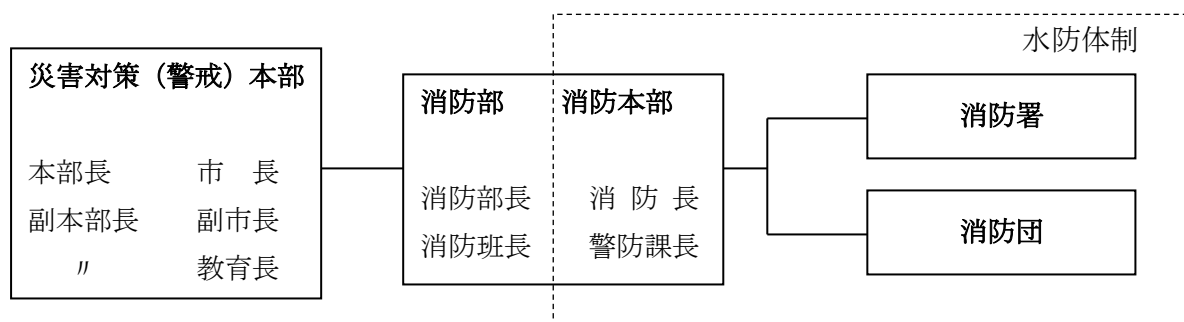
第2章 綾部市の水防組織

第1節 綾部市の水防組織

綾部市は、水防団（法第5条）を設置せず、消防本部、消防署及び消防団をもってこれに充て水防活動を実施する。

第2節 水防体制

- （1）水防に関係ある予報及び警報等が発表されたとき、又は綾部市災害対策本部規定第5条第1項の規定により綾部市災害警戒本部が設置されたとき、若しくは局所的に水害のおそれ認められるときから洪水等のおそれがなくなったと認められるときまで、消防本部、消防署及び消防団は水防体制に移行し、水防事務を処理する。ただし、綾部市災害対策本部が設置された時は、綾部市災害対策本部規定第9条の規定により、同本部の消防部として編入され、その事務を処理する。



- （2）災害対策（警戒）本部長は、水防協力団体に対し、市の組織及び人員のみで水防に必要な対応が困難なときは、水防上必要と認められる監視、警戒、その他の水防業務に協力を要請し、消防署及び消防団が行う水防活動に協力させることができる。

第3節 水防体制における消防署、消防団の事務分掌

（1）消防署

- ①水防関係情報の受信、収集及び伝達
- ②水防指令の伝達
- ③水防活動の指揮
- ④消防職員、消防団員の招集
- ⑤水防関係機関との連絡
- ⑥水防活動報告及び記録
- ⑦通信手段の維持及び運用
- ⑧水防資機材の点検整備及び調達輸送
- ⑨死傷者の捜索及び収容
- ⑩その他水防に必要な業務

(2) 消防団

- ①り災者救助
- ②河川その他の警戒巡視
- ③水防活動の実施及び被害調査報告
- ④避難誘導及び財産保護
- ⑤一般住民への広報
- ⑥水防資機材の点検整備及び調達輸送
- ⑦死傷者の捜索及び収容
- ⑧その他水防に必要な業務

第3章 重要水防区域等

重要水防区域は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する区域である。河川管理者と水防管理者、消防本部及び消防団が合同で点検を行うなど、平常時から巡視及び警戒を行うとともに、洪水時は河川の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防区域を中心として巡視を行う。

国土交通省管理河川及び京都府管理河川における綾部市内の設定箇所は水防資料1から水防資料3のとおりである。

また、京都府管理河川における綾部市内の河川重点警戒箇所の設定箇所は水防資料4のとおりである。

第4章 予報及び警報

第1節 気象予報及び警報

【一般対策計画編 第2章 第1節 第2 予－19-27 参照】

第2節 由良川洪水予報及び水防警報

(1) 由良川洪水予報（氾濫特別警報・危険警報・警報・注意報）

【一般対策計画編 第2章 第1節 第3 予－27-29 参照】

第3節 ダム管理者が行う放流連絡

ダム管理者が、貯留された流水を放流することによって、河川の流水の状況に著しい変化が生じ、これによって生じる危害を阻止するために必要があると認める場合等に行うものである。

綾部市に関係するダムは次のとおりである。

	管理者
大野ダム	京都府
和知ダム	関西電力株式会社

第5章 雨量・水位等の観測及び通報

第1節 雨量の観測及び通報

(1) 雨量の観測は、気象庁、国土交通省及び京都府から提供される情報とあわせて常時インターネット等で公表されるデータを入手する手段をもって観測とする。

(2) 綾部市内の雨量観測所の設置場所は次のとおりである。

観測所名	所在地	所属	備考
綾部	綾部市川糸町丁畠 10-2	中丹東土木事務所	
八津合	綾部市八津合町寺町	中丹東土木事務所	
刈垣	綾部市刈垣町久田 25-8 地内	中丹東土木事務所	
篠田	綾部市篠田町祝田 43	中丹東土木事務所	
十倉中	綾部市十倉中町中筋 1	中丹東土木事務所	
小貝	綾部市小貝町峠 40	中丹東土木事務所	
古和木	綾部市故屋岡町朝根 6-4	中丹東土木事務所	
於与岐	綾部市於与岐町竹ノ下	中丹東土木事務所	
味方（綾部）	綾部市味方町	福知山河川国道事務所	由良川
物部	綾部市物部町 何北中学校	福知山河川国道事務所	犀川
睦寄	綾部市睦寄町狸岩	京都地方気象台	
綾部山家	綾部市東山町山家	京都地方気象台	

(3) 観測機器や通信機器等に障害が生じ、観測データの入手が困難となった場合、中丹東土木事務所を通じて京都府が電話又はFAX等により通報されることとなっているが、状況により消防部長が必要と認める場合は、雨量観測が必要と認める該当地区分団長に対し雨量観測を指示することができる。指示を受けた分団長は雨量計設置場所又は消防部長が指定する場所に観測連絡要員を派遣する。

(4) 観測通報要領

観測連絡要員は以下に示す時点で消防本部に通報する。

ア 3時間観測通報

大雨、洪水に関する注意報、警報が発表され、消防部長より観測開始指示があったときは、0・3・6・9・12・15・18・21時の3時間ごとの定時に観測し直ちに通報する。

イ 毎時観測通報

大雨、洪水に関する注意報、警報が発表中で総雨量50ミリメートル以上のとき。または、大雨、洪水に関する注意報、警報等が発表されていないときで、総雨量が100ミリメートルを越えたならば毎正時に観測し直ちに通報する。

ウ 終雨通報

雨の降り終わった直後の正時に通報する。

エ 前各号のほか本部より特に観測通報の種類変更を指示することがある。

オ 通報要領

電話又は無線による通報は次の要領で行う。

「〇〇雨量観測所の〇時現在の時間雨量は〇〇ミリメートル、総雨量は〇〇ミリメートル。」

第2節 水位の観測及び通報

(1) 水位の観測は、気象庁、国土交通省及び京都府から提供される情報とあわせて河川情報システム及び土砂災害監視システムにより通報されるデータ、常時インターネット等で公表されるデータを入手する手段をもって観測とする。

(2) 水位観測所及び河川防災カメラ等の設置場所は、次のとおりである。

河川名	名 称	所 在 地	所 属	備 考
由良川	綾部	綾部市味方町	福知山河川国道事務所	水位観測所
由良川	山家	綾部市鷹栖町	大野ダム総合管理事務所	水位観測所
上林川	八津合	綾部市八津合町寺町	中丹東土木事務所	水位観測所
犀 川	新庄	綾部市新庄町東81-1地先	中丹東土木事務所	水位観測所
八田川	渕垣	綾部市渕垣町久田25-8地内	中丹東土木事務所	水位観測所
上林川	山内川合流部	綾部市睦寄町	中丹東土木事務所	河川防災カメラ
犀 川	物部大橋 (犀川-1)	綾部市物部町	中丹東土木事務所	河川防災カメラ 危機管理型水位計
八田川	安国寺	綾部市安国寺町(石田橋付近)	中丹東土木事務所	河川防災カメラ
由良川	丹波大橋	綾部市味方町	福知山河川国道事務所	C C T V
由良川	以久田橋	綾部市栗町	福知山河川国道事務所	C C T V
古和木川	古和木川-1	綾部市故屋岡町(山口神社付近)	中丹東土木事務所	危機管理型水位計
古和木川	古和木川-2	綾部市故屋岡町	中丹東土木事務所	危機管理型水位計
草壁川	草壁川-1	綾部市睦寄町	中丹東土木事務所	危機管理型水位計
上八田川	上八田川-1	綾部市岡安町(岡安交差点付近)	中丹東土木事務所	危機管理型水位計
安場川	安場川-1	綾部市岡町(九反田橋付近)	中丹東土木事務所	危機管理型水位計
畑口川	畑口川-1	綾部市五津合町(睦志バス停付近)	中丹東土木事務所	危機管理型水位計
八田川	八田川-1	綾部市梅迫町(梅迫橋付近)	中丹東土木事務所	危機管理型水位計
八田川	八田川-2	綾部市下八田町宮ノ越	中丹東土木事務所	危機管理型水位計
犀 川	犀 川-2	綾部市今田町	中丹東土木事務所	危機管理型水位計
犀 川	犀 川-3	綾部市志賀郷町	中丹東土木事務所	危機管理型水位計
犀 川	犀 川-4	綾部市小貝町	中丹東土木事務所	危機管理型水位計
田野川	田野川-1	綾部市上野町	中丹東土木事務所	危機管理型水位計
西方川	西方川-1	綾部市西方町	中丹東土木事務所	危機管理型水位計
伊路屋川	伊路屋川-1	綾部市新庄町	中丹東土木事務所	危機管理型水位計
荒倉川	荒倉川-1	綾部市高津町	中丹東土木事務所	危機管理型水位計

- (3) 観測機器や通信機器等に障害が生じ、観測データの入手が困難となった場合、中丹東土木事務所を通じて京都府が電話又はFAX等により通報されることとなっているが、状況により消防部長が必要と認める場合は、水位観測が必要と認める該当地区分団長に対し水位観測を指示することができる。指示を受けた分団長は水位観測所又は

消防部長が指定する場所に観測連絡要員を派遣する。

(4) 水位観測要員は次に掲げる場合、消防本部に通報する。

ア 水防団待機水位（通報水位）に達したとき。

イ その後水防団待機水位（通報水位）が下がるまで1時間ごとに。

ウ 氾濫注意水位（警戒水位）に達したときから氾濫注意水位（警戒水位）が下がるまで30分ごとに。

エ 最高水位に達したとき。

オ 氾濫注意水位（警戒水位）より下がったとき。

カ 水防団待機水位（通報水位）より下がったとき。

キ 消防本部長が指定した場所の場合、指定場所到着時の状況を即時通報し、その後、水位が下がるまでの30分ごとに通報する。

ク 通報要領

電話又は無線による通報は次の要領で行う。

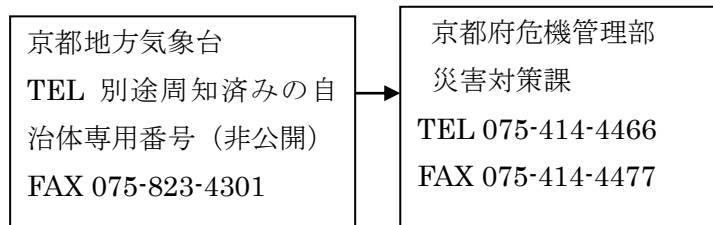
「〇〇川の〇〇水位観測所の水位は、〇時現在、〇．〇メートル。」

「〇〇川の〇〇水位観測所の水位が、〇時現在、水防団待機水位を上（下）回り、〇．〇メートル。（これで通報を中止します。）」

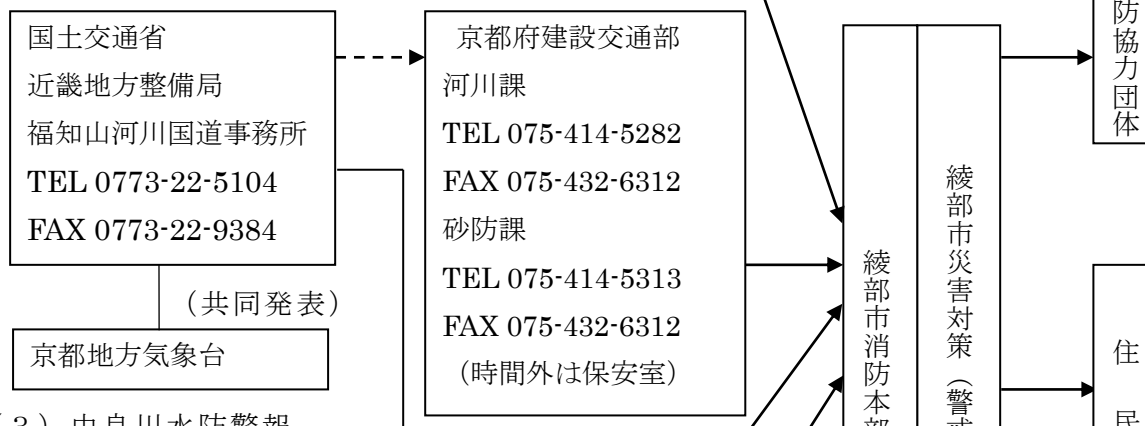
第6章 通信連絡

第1節 気象予報及び警報、ダムの放流等に関する連絡系統

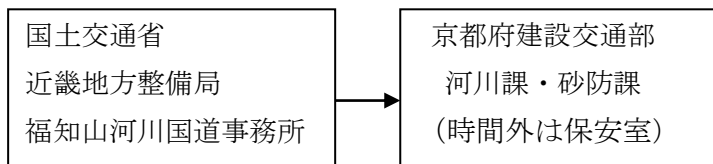
(1) 気象予報・警報、大雨に関する気象情報、台風に関する気象情報等



(2) 由良川洪水予報



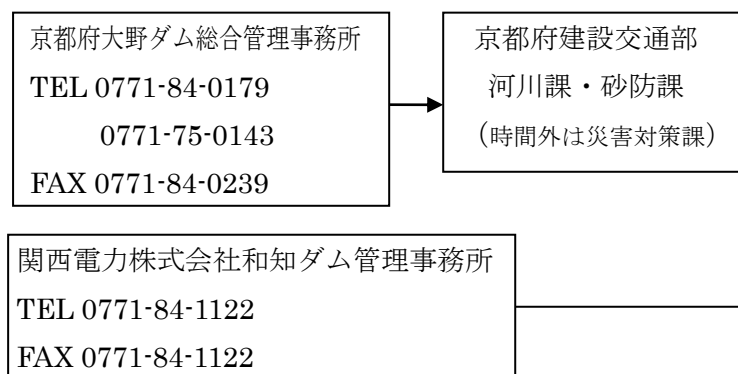
(3) 由良川水防警報



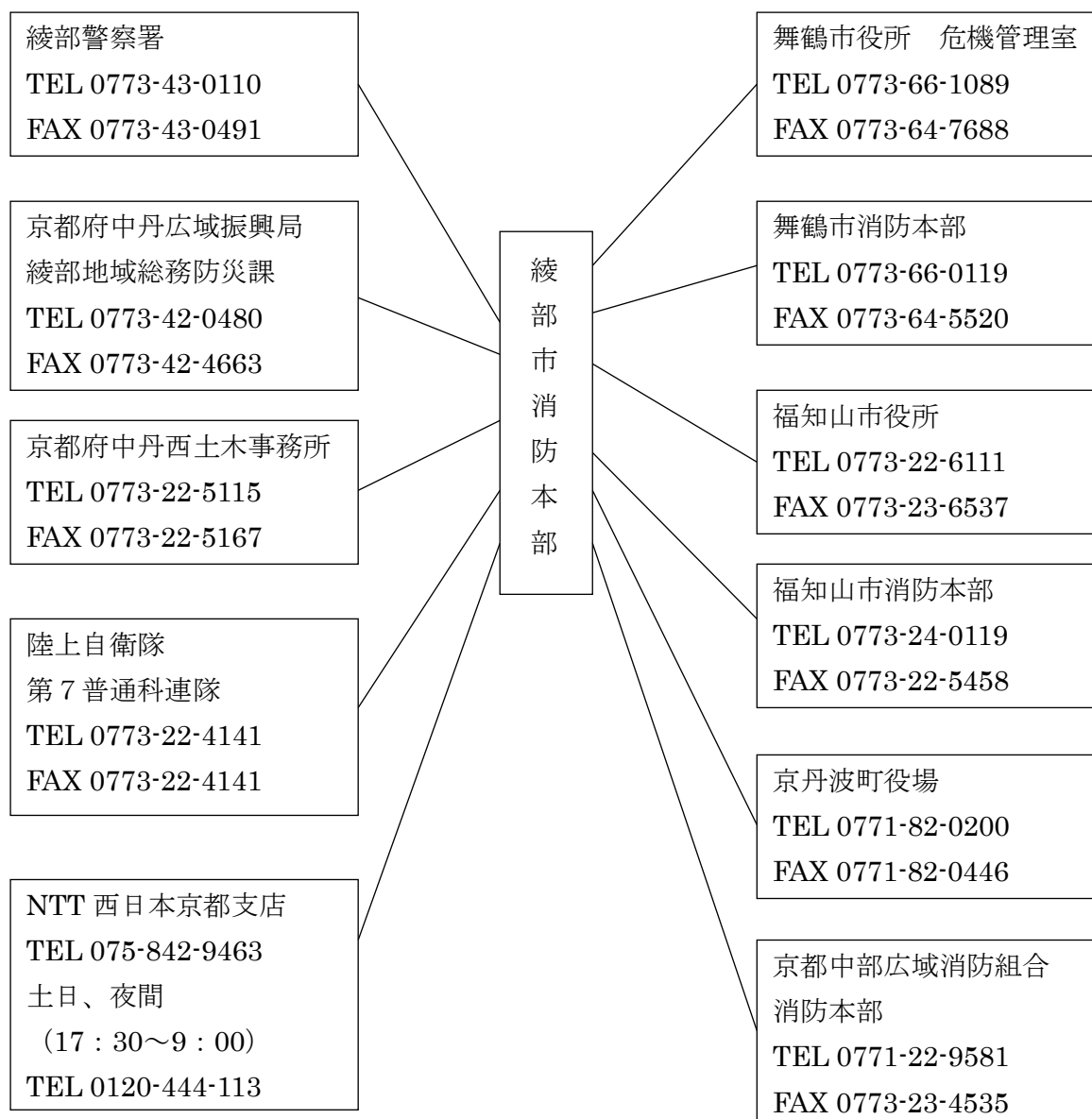
(4) 犀川、八田川、上林川水防警報



(5) ダム放流



第2節 他の関係機関との連絡系統



【報道機関】

朝日新聞舞鶴支局	0773-76-5555
NHK福知山通信部	0773-22-2082
京都新聞社綾部支局	0773-42-0454
産経新聞京都総局	075-351-9145
毎日新聞福知山通信部	0773-27-5584
読売新聞福知山通信部	0773-24-1266
あやべ市民新聞社	0773-42-1125
エフエムあやべ	0773-42-9988

第3節 消防機関の指揮連絡及び無線通信系統

(1) 指揮連絡系統



(2) 無線通信系統

基地局 (消防本部)
あやしょうほんぶ
前進基地局 (上林出張所)
あやしょうとうぶ

消防署
車両 あやしょうたんく 1.2、あやしょう 1.2.3、あやしょうきゅうじょ 1、あやしょう 11~15 (救急車) あやしょうほんぶしれい 1、あやしょうしき 1、あやしょうこうほう 1.2、あやしょうはんそう 1
携帯無線 あやしょう 30、あやしょう 40~42、あやしょう 50~66、あやしょう 70~73、あやしょう 80~82
消防団
あやしょう 25.26、100~106
中部 あやしょうあやべ 1~3、あやしょうきみ 1、あやしょうにしやた 1、あやしょうひがしやた 1
東部 あやしょうやまが 1、あやしょうくちかんばやし 1、あやしょうなかかんばやし 1 あやしょうおくかんばやし 1
西部 あやしょうなかすじ 1、あやしょうとよさと 1、あやしょうものべ 1、あやしょうしがさと 1

第7章 水防施設及び輸送

第1節 水防倉庫

- (1) 水防倉庫は、水防用資器材を備蓄するもので、堤防の危険度や流域の重要性に配慮し、水防活動時に十分対応できるように配置する。
- (2) 水防倉庫の設置については、水防活動時に便利な場所を選定し、概ね33平方メートル（10坪）以上の建築物とする。
- (3) 水防倉庫の設置箇所は次のとおりである。

設置箇所	対応河川名
味 方 町	由良川、八田川
栗 町	由良川
睦 寄 町	上林川
物 部 町	犀川

第2節 水防資器材

- (1) 水防倉庫1棟あたりの品目数量は次の基準による。

ア 資 材

品 目	数 量	品 目	数 量	品 目	数 量
土のう袋	600枚	鉄線（10番）	100kg	杉丸太（杭）	150本
なわ	600kg	鉄線（8番）	100kg	1m長	
むしろ	100枚	割木	50束	2m長	
くぎ（6インチ）	12kg	竹	50本	砂、玉石、砂利	

イ 器 材

品 目	数 量	品 目	数 量	品 目	数 量
スコップ	30丁	かけや	10丁	のこぎり	4丁
かま	10丁	おの、なた	5丁	ペンチ	3丁
たこづち	8丁	くわ	10丁	バケツ	1個
つるはし	2丁	金槌	3丁	一輪車	1台
照明灯	若干	にない棒	若干	もっこ	若干

- (2) 資器材の確保と補充

- ア 資材中、腐敗や損傷のおそれのあるものは、水防に支障のない範囲でこれを転用し、常に新しいものを備えるようにする。
- イ 資器材は、最悪の場合を想定してあらかじめ収集の方法を講じておくものとし、水防資器材調達計画は水防資料5のとおりとする。
- ウ 資器材を減損したときは、直ちに補完する。

第3節 水位計（量水標）

量水標は、次の基準により設置する。

- （１）設置場所は、川床の整った所、流失のおそれのない所及び夜間でも観測しやすい所とする。
- （２）量水標の幅は１２センチメートル、目盛は２センチメートル刻み、白黒の交互１０センチメートルごとの数字を黒書きとし、１メートルごとの数字は赤書とする。
- （３）氾濫注意水位は、横に赤線で画する。

第4節 輸送

水防に要する輸送については、綾部市地域防災計画一般計画編第３編第５章第２節緊急輸送計画に基づき実施する。

第8章 水防活動

第1節 水防配備

（１）消防署の水防配備

ア 第２章第２節により水防体制に移行したときは、体制が解除されるまでの間、情報連絡等の水防事務を優先処理するとともに水防資器材の点検を行う。

イ 消防部長は、綾部市災害対策（警戒）本部動員計画に定めるほか、水防上必要と認められるときは、非直消防職員を非常招集するとともに、資器材を重点配置し消防職員を出動させ又は出動の準備をさせなければならない。

（２）消防団の水防配備

ア 各分団の担当河川及び出動人員は次のとおりである。

分団名	担当河川	出動人員
団本部		１０
綾 部	由良川	７１
吉 美	由良川、八田川	３３
西八田	八田川	４３
東八田	八田川、伊佐津川	５４
山 家	由良川、上林川	５１
口上林	上林川、井根川	３７
上 林	上林川、畑口川、浅原川、草壁川、古和木川、老富川、山内川	４９
中 筋	由良川、安場川、荒倉川	４２
豊 里	由良川、犀川、伊路屋川	１０２
物 部	犀川	４６
志賀郷	犀川、向田川、西方川	５４
計		５９２

- イ 水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要と認められるときは、関係分団を出動させ又は出動の準備をさせなければならない。
- ウ 分団長は気象状況等の連絡の有無にかかわらず、異常豪雨に際しては特に厳重な警戒を行うものとする。

第2節 巡視及び警戒

（1）平常時の巡視

- ア 市長又は消防長は、随時管轄区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めるものとする。
- イ 消防長は、河川水位が水防団待機水位を超えない場合でも、必要があると認めるときは、時間を定め関係職員又は消防職・団員を派遣して当該河川の巡視、増水状況の観測に当たらせることができる。

（2）出水時の警戒

- ア 河川水位が水防団待機水位に到達したとき各分団長は、前節に定める担当河川の500メートルないし1,000メートルごとに警戒員を2名ずつ配置するものとする。
- イ 警戒員は自己の安全に十分配慮したうえで、次に掲げる事項に注意して定められた河川を巡視し、異常を発見したときは速やかに分団長に報告し、分団長は消防本部に報告しなければならない。
 - ①堤防から水が溢れるおそれのある箇所の水位上昇
 - ②堤防上端の亀裂又は沈下
 - ③堤防斜面の亀裂又は欠け崩れ
 - ④樋門の両軸又は底部からの漏水と扉の閉まり具合
 - ⑤橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状
- ウ 氾濫注意水位（警戒水位）を突破し堤防の危険が予想されるときは、人員資器材を配備し、厳重な警戒、水防作業を実施しなければならない。

第3節 樋門対策

河川に流入する樋門等の管理機関は、当該樋門を閉鎖した場合、直ちに災害対策（警戒）本部に閉鎖した旨を連絡する。

連絡を受けた災害対策（警戒）本部は、当該樋門の閉鎖による内水氾濫により道路冠水の危険性が認められる場合、通行規制を考慮し警察署に連絡するとともに、観測要員を派遣する。

第4節 水防活動

- (1) 各分団は消防部長から命令があったとき、又は警戒員、地元住民の通報により出動し水防活動にあたる。
- (2) 各分団長は、水防活動を必要とする異常状態を考慮し、最も適切な工法を実施するものとする。
- (3) 通信連絡が途絶えたとき、自己の区域内に危険がないと認められる分団は、危険が切迫した他の区域に対し自主的に応援するものとする。
- (4) 法第21条の規定に基づき、水防上緊急の必要がある場所において、消防団長、消防団員又は消防職員は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。
- (5) 水防作業にあたる消防団員は、安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間を考慮して、団員が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先するものとする。
- (6) 必要に応じて、国又は府へ排水ポンプ車の派遣要請をするものとする。

第5節 居住者の出動

法第24条の規定に基づき、災害対策（警戒）本部長は水防関係要員及び水防協力団体のみで水防上必要な活動が困難な場合、次の基準によりその区域内に居住する者を出動させ、水防活動に従事させる。

- (1) 年齢18歳以上55歳以下の身体強健なもの。
- (2) 該当区域を管轄する分団長の指示・命令により水防活動に従事する。

第6節 避難のための立ち退き

法第29条の規定に基づき、災害対策（警戒）本部長は、水防上緊急の必要があるとき、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合直ちに綾部警察署長にその旨通知するものとする。

第7節 水防配備の解除

- (1) 市は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制（災害対策（警戒）本部）を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。
- (2) 消防署、消防団の水防配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、消防部長が配備解除の指令をしたときとする。解除後は、速やかに人員資器材及び作業箇所を確認を行い、その概要を消防本部に報告するものとする。

第9章 水防信号、水防標識等

第1節 水防信号

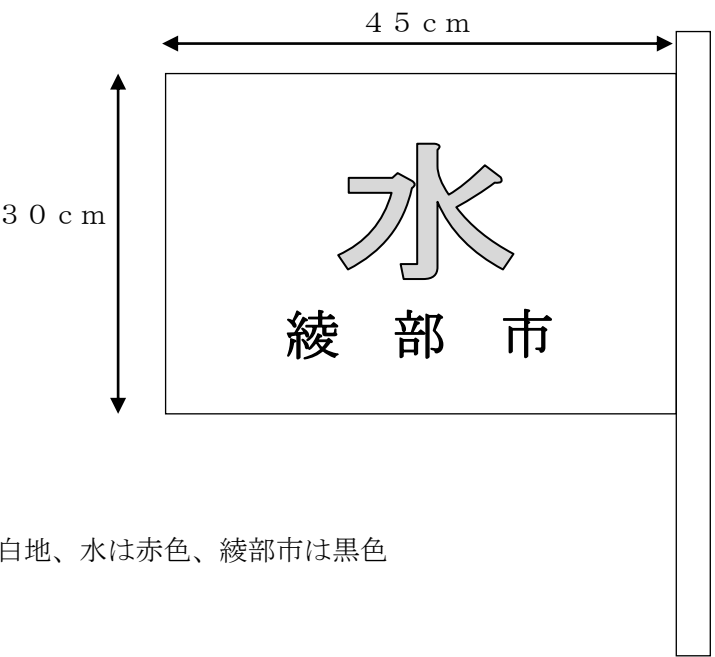
法第20条に規定された水防信号は次のとおりである。

	警鐘信号	サイレン信号
第1 信号	○休止○休止○休止	(約) 5秒15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○-休止-○-休止-○-休止-○-休止
第2 信号	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	(約) 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○-休止-○-休止-○-休止-○-休止
第3 信号	○-○-○-○ ○-○-○-○ ○-○-○-○	(約)10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○-休止-○-休止-○-休止-○-休止
第4 信号	乱打	(約) 1分 5秒 1分 5秒 1分 5秒 1分 5秒 ○-休止-○-休止-○-休止-○-休止
備考	1 信号は適宜の時間継続すること。 2 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。	

- 第1信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの。
第2信号 消防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの。
第3信号 区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。
第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。

第2節 水防標識

法第18条に規定された水防のための出動する車両の標識は、次のとおりである。



※白地、水は赤色、綾部市は黒色

第3節 身分証明証

法第49条第2項の規定に基づき、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証明証は次のとおりである。

表

8 c m 4 m m

6 c m

水 防 職 員

第 号 交付 年 月 日

所属機関

職 名

氏 名

生年月日

年 月 日生

綾部市長

印

裏

心 得

1 本証は、自己の身分を証明する。

2 記名以外の者の使用を禁ずる。

3 本証の身分を失ったときは、速やかに本証を返還する。

4 本証の身分に異動があったときは、速やかに訂正を受ける。

5 本証は、水防法第49条第2項の規定により土地に立ち入る場合の証票である。

第10章 協力及び応援

第1節 警察官への援助要求

災害対策（警戒）本部長は、水防のため必要と認められるときは、法第22条の規定に基づき、綾部警察署長に対して警察官の出動を求めるものとする。

第2節 自衛隊の派遣要請及び他の水防管理団体への応援要請

災害対策（警戒）本部長は、市の組織及び人員のみで水防に必要な対応が困難なときは、綾部市地域防災計画一般対策編第3編の計画に基づき、自衛隊の派遣及び他の水防管理団体への応援要請を行うものとする。

第 11 章 公用負担

第 1 節 公用負担

法第 28 条の規定より、水防のため緊急の必要があるときは、災害対策（警戒）本部長又は消防部長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ①必要な土地の一時使用
- ②土石、竹木その他資材の使用若しくは収用
- ③車両その他の運搬用機器の使用
- ④工作物その他の障害物の処分

第 2 節 公用負担権限委任証

法第 28 条の規定により、公用負担を命ずる権限を行使する者は、市長、消防長、消防団長にあっては、身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあっては、以下に示す公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合はこれを提示しなければならない。

公 用 負 担 権 限 委 任 証	
綾部市消防団 分団 階級・氏名	
上記の者に 区域における水防法第 28 条第 1 項の権限を 委任したことを証明する。 年 月 日 綾部市長 ⑩	

第 3 節 公用負担命令書

法第 28 条の規定により、公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として以下に示すような命令書を目的物の所有者、管理者又はこれらに準ずる者に交付するものとする。

公 用 負 担 命 令 書	
第	号
【目 的 物】	種類 員数
【負担の内容】	使用 ・ 収用 ・ 処分 ・ その他
年 月 日	殿
綾部市長 事務取扱者 ⑩	

第12章 水防活動報告

市長は、水防が終結したときは、遅滞なくその状況を様式1により、5日以内に中丹東土木事務所を経由して京都府知事に報告するとともに、河川管理者にも報告するものとする。

ただし、警戒のみに終わった場合は、この限りではない。

第13章 水防訓練

市長は、消防署、消防団の水防訓練を原則として毎年6月30日までに実施し、水防技術の向上を図るものとする。

第14章 円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

第1節 避難に関する情報の伝達方法

避難に関する情報は、市広報車による広報、コミュニティFM放送による広報、自治会連絡網等を活用した電話連絡、無線放送による広報等、最も迅速かつ確実な方法をもって伝達する。

また、避難指示の伝達については、前記の方法に加え、水防第4信号をもって伝達する。

第2節 水害避難所

(1) 綾部市の水害避難所

法第15条で定める水害発生時の避難場所（以下「水害避難所」という。）は、市が地域防災計画一般対策計画編で指定する指定緊急避難場所のうち、洪水時の避難に適した避難所を水害避難所とする。

綾部市内の水害避難所は、水防資料6のとおりである。

また、水害避難所のない地域において避難が必要となった場合は、災害対策（警戒）本部がその都度指定する。

(2) 水害避難所の開設、運営等

市は、避難準備情報及び避難指示発令時に水害避難所を開設するものとし、開設要員及び連絡方法等を綾部市災害対策（警戒）本部動員計画で定めるものとする。

ただし、交通の遮断により綾部市災害対策（警戒）本部要員が水害避難所まで辿り着けない場合等、何らかの理由により避難所を開設できない場合や、水害避難のない地域において避難が必要となった場合は、要避難地域の自治会長に対して避難所の開設を依頼するものとする。

第3節 避難誘導

避難者の誘導は、主として消防職員、消防団員及び警察職員がこれに当たり、これらによる対応で不十分な場合は、水防協力団体等に協力を要請する。

避難に際しては、高齢者、障害者、乳幼児その他防災上の配慮を要する者（要配慮者）を優先して避難させるものとする。

また、避難誘導を行うにあたっては、自身の安全確保に留意して実施するものとし、以下を参考に自身の安全を確保する。

- （１）ヘルメット、ライフジャケット等個人防護資器材の活用
- （２）無線機器等通信手段の確保
- （３）ラジオの携行等情報収集手段の確保

第４節 要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置

綾部市地域防災計画に名称及び所在地を定められた浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、法第１５条第１項の規定により、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な措置に関する計画を作成するとともに、避難に関する訓練を実施しなければならない。

更に、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

【綾部市地域防災計画一般計画編資料３－１０ 浸水想定区域内の要配慮者施設 参照】

第５節 その他必要な措置

円滑かつ迅速な避難を確保するため必要なその他の措置及び避難の勧告・指示、避難所の運営等については、綾部市地域防災計画一般対策編第３編第４章避難収容計画に定める。

第１５章 水防協力団体

第１節 水防協力団体の指定

市は、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人その他法人でない団体で、次節に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

第２節 水防協力団体の業務

- （１）水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- （２）水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- （３）水防に関する情報又は資料の収集、提供
- （４）水防に関する調査研究、知識の普及啓発
- （５）前各号に附帯する業務

第３節 消防機関との連携

水防協力団体は、消防署及び消防団との密接な連携の下に前節の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は毎年消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

第 16 章 土砂災害対策

土砂災害により人命の危険があるとき又は危険が予想されるときは、第 8 章の規定を準用し、消防職員及び消防団員を配備し、巡視及び警戒に当たらせ、救出活動を行うとともに、緊急の必要があるときは避難のための立ち退きを指示できるものとする。

水 防 資 料 編

【資料目次】	水一
様式 1 水防活動実施報告書	25
水防資料 1 重要水防箇所	26
水防資料 2 重要水防箇所図	26
水防資料 3 京都府重要水防区域	27
水防資料 4 京都府河川重点警戒箇所	27
水防資料 5 水防資器材等調達計画	28
水防資料 6 綾部市の避難所	28

水 防 活 動 実 施 報 告 書

水防管理団体名 綾部市

年 月 日

実 施 日 時		年 月 日 時 分 ～ 年 月 日 時 分 まで													
出 水 の 状 況		河川名		最高水位	m cm (はん濫注意水位		m cm)		雨 量	mm					
災 害 原 因			河川 種別	左岸 一級 準用 右岸 二級 普通	実施 箇所数		水防活動 延 人 員		水防団員(消防団員)	その他					
									人	人					
河 川 名	水防実施箇所	水防 工法	水防 実施 延長	水 防 使 用 材 料							計	備 考			
				品 目	単 位	主要資材			その他資材						
						数 量	単 価	金 額	数 量	単 価			金 額		
	綾部市 地先名														
主 要 資 材		俵、かます、布袋類、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、くぎ、かすがい、じゃかご及び置石													
水 防 活 動 費															
使用資材費				機械等借料	食 糧 費	出動手当等	そ の 他	合 計							
主要資材費	その他資材費	小 計													
円	円	円		円	円	円	円	円							
備 考 (水防状況等)															

(注) 水防活動を実施した河川ごとに作成すること。

水防資料 1 重要水防箇所

国土交通省直轄河川

【資料編 2 危険箇所等 資－2－30-31 参照】

水防資料 2 重要水防箇所図

国土交通省直轄河川

【資料編 2 危険箇所等 資－2－32 参照】

水防資料 3 京都府重要水防区域

京都府中丹東土木事務所管内

番号	水系名	河川名	担当水防管理団体	重要水防区域			左記のうち、特に重要な区域				
				左右岸別	区 間	延長 m	左右岸別	区 域	延長 m	予想被害原因	予想される水防工法
1	由良川	犀川	綾部市	左右	物部町西坂川合流点から金屋橋	各 800	左	物部橋付近	50	溢水	積土のう工
2	〃	八田川	〃	左右	安国寺町石田橋から梅迫町増水橋	各 1,300	左右	八幡橋より上流	200	溢水	積土のう工
3	〃	田野川	〃	左右	上野町池田橋から小倉橋	各 800					
4	〃	上林川	〃	左	忠町下忠橋から上忠橋	200					
5	〃	〃	〃	右	睦寄町睦寄橋から兼里橋	210					

水防資料 4 京都府河川重点警戒箇所

中丹東土木事務所管内

番号	水系名	河川名	担当水防管理団体	河川重点警戒箇所			延長m	区分	重要水防区域との重複
				左右岸別	区 間				
1	由良川	古和木川	綾部市	左	右	故屋岡町平田（平田橋～朝根橋）	各 500	①	
2	〃	上林川	〃		右	十倉志茂～十倉中（野田地先～戸谷橋）	1,100	①	
3	〃	上林川	〃		右	八津合町西屋（西屋橋 37 地先～日置谷川合流）	1,200	①	
4	〃	上林川	〃		右	五津合町大町（畑口川合流～井堰）	700	①	
5	〃	上林川	〃		右	睦寄町市場前（愛宕橋～兼里橋）	1,000	①	一部区間
6	〃	上林川	〃	左		睦寄町有安（兼里橋～有安橋）	300	①	
7	〃	上林川	〃		右	故屋岡町三反田（前川橋～八代橋）	600	①	
8	〃	上林川	〃		右	故屋岡町小仲下（小仲橋～神塚橋）	900	①	
9	〃	犀川	〃		右	小貝町坪（小貝橋～石原）	300	①	

区分①：高さ 2 m 以上の築堤区間で、かつ人家が連たんする区間

区分②：近年の台風や集中豪雨により、溢水や越水等により人家連たん部で浸水被害が生じた区域内の区間（区分①を除く）

水防資料 5 水防資器材等調達計画

1 資器材

品 名	調 達 先	責任者氏名	調達見込数	電 話	摘 要
麻、ナイロン袋	綾部米穀販売企業組合	組 合 長	2000枚	42-0353	
	京都丹の国農業協同組合	代表理事組合長		42-2092	
縄	京都丹の国農業協同組合	代表理事組合長	100巻	42-2092	
針金、スコップ	サンコード(株)	代表取締役	150kg 120丁	42-2164	
竹	地元自治会	自治会長	150組 500本		

2 車両、舟

舟 車 名	数 量	所 有 者	所 在 地	電 話	摘 要
貨物自動車	小 2	綾 部 市	若 竹 町	4 2 - 3 2 8 0	
〃	小 1	京都丹の国農協 何北支店長	志 賀 郷 町	4 9 - 0 2 0 3	
〃	小 1	〃 吉美センター生活ふれあい課長	里 町	4 2 - 5 5 6 6	
〃	小 1	〃 上林支店長	八 津 合 町	5 4 - 0 0 1 1	

水防資料 6 綾部市の避難所

【一般対策計画編 第2章 第3 予－39-43 参照】